

△問い合わせ・連絡先  
 (入谷・志津川・戸倉地区)  
 産業振興課 商工振興係  
 歌津総合支所 産業建設課  
 (歌津地区)  
 ☎ 46-1378  
 36-3926  
 商工観光振興係

△検査手数料  
 集合検査(秤量500kgまで)  
 指示はかり・台はかりなど  
 500円～1,400円  
 電磁式・光電式はかりなど  
 1,400円～2,200円

\*前回(平成16年7月)の検査を受けていない方で、今回の検査を希望する方は、6月20日(火)までにご連絡ください。

「計量法」及び「計量法の施行期日を定める政令」により、「特定計量器定期検査」が行われます。取引や証明に使用する計量器(商店、会社、工場、農家で野菜・果実の庭先販売、行商、宅配便で使用するばかり)を所有している方は、計量法に基づき定期検査を受けなければなりません。今回の特定計量器定期検査(集合検査)の日程は次のとおりです。

## 特定計量器(はかり)の定期検査を実施します

対象地区	検査日	時間	会場
歌津地区	7月5日(水)	午前9時30分～午後4時	歌津保健センター
入谷地区 志津川地区	7月6日(木)	午前9時30分～午後4時	志津川公民館
戸倉地区	7月7日(金)	午後9時30分～午後2時	戸倉公民館

## 子育て支援センターからのお知らせ

子育ての不安・悩みなど、ありませんか？  
 子育て支援センターでは、楽しい子育てのお手伝いをしています。「ちびっこ広場」や「ふれあい広場」に参加して、たくさんの子育て仲間とふれあいながら、子育てに関する悩みなどを解決しませんか？

子育て支援センターが行う各事業の対象は、乳幼児と親(又は、祖父母)です。お孫さんのお世話をしているおじいさん・おばあさんの参加も大歓迎です。

ぜひ、ご参加ください。



### 0～1歳 親子で遊ぼう

日時 6月6日(火)  
 午前10時～11時30分  
 6月16日(金)  
 午前10時～11時30分

場所 志津川保健センター

### 2～3歳 親子で遊ぼう

日時 6月22日(木)  
 午前10時～11時30分  
 場所 志津川保健センター

### 栄養教室 「家庭での食育について」

日時 6月5日(月)  
 午前10時～  
 場所 志津川保育所

### 子育てトーク 「叱る事・怒る事」

日時 6月28日(水)  
 午前10時～  
 場所 志津川保育所

申込み・問い合わせ  
 子育て支援センター ☎ 46-3692  
 志津川保育所 ☎ 46-3679

歌津地区「ちびっこ広場」  
 日時 6月2日(金)  
 午前10時～11時30分  
 6月16日(金)  
 午前10時～11時30分  
 場所 歌津保健センター  
 ※16日は、「栄養相談」も予定しています。

入谷地区「ふれあい広場」  
 日時 6月19日(月)  
 午前10時～11時30分  
 場所 入谷公民館

戸倉地区「ふれあい広場」  
 日時 6月26日(月)  
 午前10時～11時30分  
 場所 戸倉保育所  
 ※保健師の健康相談もあります。



子育て支援センター開講式にて

## 児童手当の現況届及び制度改正に伴う申請手続きについて

平成18年度児童手当の現況届を、次のとおり受け付けます。  
 この届けは、養育の状況及び平成17年中の所得などについて確認するものです。届出をしないと、受給資格があつても6月以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをして下さい。

また、平成18年4月1日から児童手当法の改正により、支給対象児童の年齢が12歳まで拡大されました。

したが、これに伴い新たに該当する方の申請受付も同時に行います。

該当する保護者には通知しますので、内容をよく確認のうえ手続きしてください。

※厚生年金加入者は保険証(保護者)のコピーを提出してください。

(平成18年1月1日現在南三陸町に住所をおいていなかつた方は、前住所地での平成18年度所得証明書が必要です。

別居している児童(18歳未満)がある場合は、児童の住所地の住民票謄本が必要です。

◆厚生年金加入者は保険証(保護者)のコピー

◆平成18年1月1日現在、南三陸町に住所をおいていなかつた方は、前住所地の市町村が発行する平成17年度と平成18年度の所得証明書が必要です。

◆児童と別居の場合、児童の住民票謄本が必要です。

◆その他、健康保険証と印鑑をご持参ください。

◆認定請求書の提出が必要です。(対象者への通知に同封します。)

◆平成17年度中に児童手当を受給していない方で、現在5～6年生の児童がいる方

◆平成17年度中に児童手当を受給している方で、現在4年生の児童がいる方

◆継続扱いとなりますので「現況届」を提出していただければ結構です。

◆額改定認定請求書の提出が必要です。(対象者への通知に同封します。)

◆申込み・問い合わせ

〒986-0792  
 南三陸町志津川字塩入77  
 南三陸町総務課人事係  
 ☎ 46-1370(直通) 内線215

◆現況届用紙(6月上旬に郵送します。)

\*保険証と印鑑

◆現況届用紙(6月上旬に郵送します。)